

東京都医療人材登録データベースを活用した医療人材確保事業協力金交付要綱

制定	3 福保感事第5068号 令和4年2月18日
改正	4 福保感事第3943号 令和4年12月27日
改正	4 福保感事第4793号 令和5年3月2日
改正	5 福保感事第612号 令和5年6月8日
改正	5 保医感一第584号 令和5年10月12日

(目的)

第1 「東京都医療人材登録データベース（以下「データベース」という。）」を活用して、東京都（以下「都」という。）が要請した施設における医師や看護師等の従事に協力した医療機関及び医師・看護師等養成施設（以下「医療機関等」という。）に対して協力金を支払うことにより、本データベースへの登録の促進と、新型コロナウイルス感染症感染拡大時にデータベースを活用した効率的な医療人材の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 本要綱において、都が要請した施設とは、以下に掲げる施設をいう。

- (1) 新型コロナ相談センター
- (2) 上記(1)のほか、都が要請した施設

(事業内容)

第3 本要綱に基づき、都は、対象医療機関等に協力金を支払う。

(実施主体)

第4 本事業は、都が実施する。

(対象医療機関等)

第5 協力金の交付対象は、以下に掲げる要件を満たす医療機関等とする。

- (1) データベースを活用して第2に定める施設において従事に協力した医師や看護師等が、当該医療機関等に所属していること。
- (2) 上記(1)の職員が、第2に定める施設で一定期間従事していること。

(協力金の交付)

第6 交付額の算定方法及び交付に係る手続等は、予算の範囲内で別に定める。

(実績報告)

第7 謝金の支給を受けようとする対象医療機関は、別に定める書式により実績報告を都に提出しなければならない。

(支給)

第8 都は、対象医療機関より前条による実績報告の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められる場合は謝金を支給する。

2 都は、前項に定める審査のため、必要に応じて対象医療機関に対し、調査、報告その他の措置を求めることができる。

3 対象医療機関は、前項に定める調査、報告その他の措置の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(決定の取消し)

第9 知事は、謝金の支給決定をした対象医療機関が、偽りその他不正な手段により謝金の支給を受けたとき、又は受けようとしたときは、謝金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に謝金が支給されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第10 第9第2項の規定により、支給決定の全部又は一部の取消しをした場合において、謝金の返還を命じたときは、対象医療機関は、当該命令に係る謝金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該謝金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が対象医療機関に対し、謝金の返還を命じた場合において、当該医療機関がこれを納期日までに納付しなかったときは、当該医療機関は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第11 知事は、対象医療機関に対し謝金の返還を命じ、当該医療機関が当該謝金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該医療機関に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(その他)

第12 本事業の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月18日から施行し、令和3年12月15日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月8日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月12日から施行し、令和5年10月1日から適用する。